

家屋の取り壊し、住宅用地の利用変更は届出を!

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人や事業所に課税されます。

平成23年中に家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、届出をしてください。

◆家屋の取り壊し(一部を含む)

家屋(居宅・倉庫・物置・事務所など)を取り壊した場合 ※建物の滅失登記をされている場合は、必要はありません。

◆住宅用地の利用状況の変更

家屋を取り壊して空き地や駐車場などへ利用を変更した場合

※利用状況に変更がない場合は、届出の必要はありません。

●届出期限

1月31日(火)

●提出書類

・家屋取壊し届出書
・住宅用地の申告書



届出書・申告書は神崎市役所 税務課、各総合支所市民福祉課にあります。

償却資産(固定資産税)の申告はお忘れなく!

法人や個人で事業を行っている方が、その事業のために用いることのできる構築物、機械、器具、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

※課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

神崎市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数などを申告してください。

●申告期限 1月31日(火)

申告書は、神崎市役所税務課、各総合支所市民福祉課にあります。

償却資産から除かれるもの

- ・自動車、軽自動車、小型特殊自動車など自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの(乗用トラクター・乗用コンバイン・乗用田植機など含む)
- ・耐用年数1年未満の償却資産または10万円未満の償却資産を損金参入(例えば、確定申告時に減価償却で取得価格の全額を経費として計上)したもの
- ・20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したもの
- ・無形固定資産(営業権・鉱業権・漁業権・ソフトウェアなど)
- ・生物(牛・馬・鶏・果樹など)

《注意》

次の資産も償却資産の対象となります!

- ・遊休または未稼働の償却資産であっても、賦課期日(1月1日)現在において事業のために用いることができる状態にあるもの
 - ・家屋に施した取り外しが容易な設備(簡易間仕切り等)や特定の生産または事業のために用いる建築設備・造作など
 - ・使用可能な期間が1年未満または取得価格が20万円以下の資産でも個別償却をしているもの
 - ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- (例) 中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

省エネ・バリアフリー・耐震改修工事をした場合の固定資産税の減額について

既存住宅に一定の要件を満たす改修工事をする、その住宅に係る固定資産税が減額される場合があります。

	省エネ改修工事	バリアフリー改修工事	耐震改修工事
対象家屋	平成20年1月1日以前から所在している住宅	平成19年1月1日以前から所在している住宅 ※居住者要件 次のいずれかに該当する者が改修住宅に居住していること ・65歳以上の方 ・要介護認定又は要支援認定を受けている方 ・障害者	昭和57年1月1日以前から所在している住宅
対象工事	・窓の断熱改修工事(必須) ・床の断熱改修工事 ・天井の断熱改修工事 ・壁の断熱改修工事 ※改修部位が現行の省エネ基準に適合していること	・通路または出入り口の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・浴室の改良 ・便所の改良 ・手すりの取り付け ・床の段差の解消 ・戸の改良 ・床表面の滑り止め化	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
工事費用	30万円以上	補助金等を除く実質自己負担額が30万円以上	30万円以上
申告方法	改修工事完了日から3ヶ月以内に、①改修に要した費用の証明書(領収書、契約書等の写し)②工事明細書の写し(建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可)③改修箇所の図面・工事写真を申告書に添えて税務課窓口へ提出してください。バリアフリー改修の場合は①~③に加え④居住者の状況を確認できる書類の写し(介護保険被保険者証又は障害者手帳など)⑤その他補助金等の明細の写しが必要です。		

☆耐震改修は、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用されません。バリアフリー改修と省エネ改修は同時に適用できます。
☆建築後相当年数が経過した家屋の場合、固定資産税の減額が建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明手数料を下回る場合がありますので、ご注意ください。

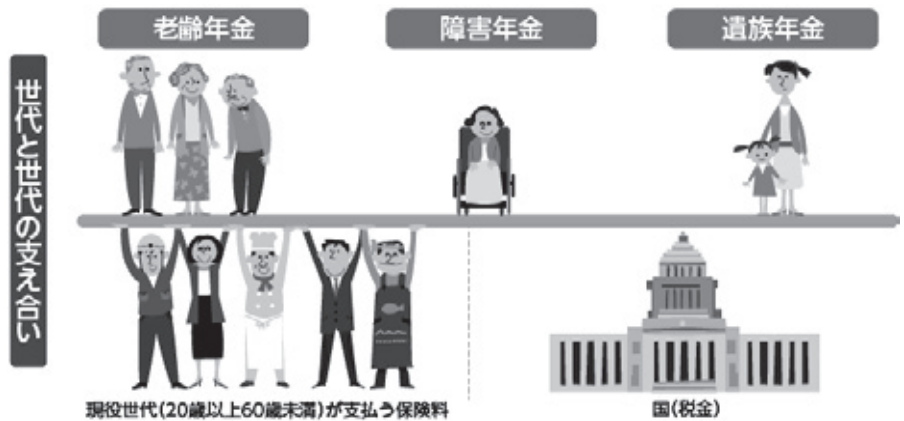
新成人のみなさん
おめでとうございます
20歳になったら
国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入します。

サラリーマンの方などは厚生年金保険に加入します。

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。



国民年金（基礎年金）3つのメリットと猶予制度

- 老後を支えます … 老齢基礎年金
- けがや病気で障害が残ったときに支えます … 障害基礎年金
- 加入者が亡くなったとき、
生計を維持されていた方を支えます … 遺族基礎年金

※保険料納付が困難なら「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など、保険料の支払いを猶予する制度があります。

◎問い合わせ先
佐賀年金事務所
☎31-4191
神埼市役所 市民課
☎37-0115
千代田総合支所 市民福祉課
☎44-3071
脊振総合支所 市民福祉課
☎59-2111

【確定申告相談会場の開設時期のお知らせ】

鳥栖税務署からのお知らせ

鳥栖税務署では、確定申告相談会場を 2月1日（水） から開設します。

※土・日曜日及び祝日は休みです。
※所得税の還付申告は1月から提出することができます。

寄附金・義援金を支払った方へ

確定申告書等作成コーナーを
ご利用ください！

個人の方が義援金等を支出した場合には、翌年に確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面案内に従って金額等を入力することにより、税務署に出向くことなく、申告書を作成することができます。

作成したデータは印刷して郵送するほか、インターネットで送信して申告することができます。

公的年金等を受給されている方へ

～平成23年税制改正のお知らせ～

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

- *この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- *公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告書の提出を要しない場合でも、住民税の申告が必要です。住民税について詳しいことは、市役所税務課にお尋ねください。

※確定申告に関する情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp 国税庁

◎問い合わせ先 鳥栖税務署 ☎0942-82-2185 神埼市役所 税務課 ☎37-0114

学校支援ボランティア

～地域の力で学校支援を！～



～学校地域夢つなぎ
応援団キャラクター
「ユメリン」～

活動紹介 (6月～11月)

- ・花壇の花植えと指導 (2校・5人)
- ・ガラス窓の清掃 (2校・14人)
- ・ミシン実習補助 (1校・12人)
- ・講演会時の保育支援 (1校・4人)
- ・夏休みチャレンジ教室補助 (1校・12人)
- ・草刈および除草作業 (4校・25人)
- ・夏休み宿泊訓練補助 (1校・2人)
- ・体育大会練習時の児童支援 (1校・4人)
- ・進学説明会での手話通訳 (1校・1人)
- ・体育大会での用具係の補助 (1校・2人)
- ・脊振山登山道の下草刈 (1校・2人)
- ・自習監督 (1校・2人)

※登山 (4人) とスケッチ会見守り (3人) は、残念ながら雨で中止となりました。



☆神埼中の草刈をお願いした皆さん



☆自ら学習田の草取りをしてくださった増田さん

支援にご協力いただいた皆さま、
本当にありがとうございました！

学校ボランティア募集！！
草刈や剪定など、年に1回
でも大歓迎です！

◎問い合わせ先

神埼市教育委員会 学校教育課 学校支援コーディネーター ☎44-2384

◎問い合わせ先
神埼市立図書館
☎5312325



「とっってもよく選んでくださった
て、物語や暮らしに関心したい本
がたくさんあります。皆さんた
くさん借りていって、家族の対話、
地域の方たちとの触れ合いに利用
してくだ
さいね」
と地区の
担当者さ
んからの
メッセージ
です。

うちどく
家読モデル地区が決定しました！！

家庭のコミュニケーションと地
域の絆を深める家読(うちどく)
モデル地区に、「右原地区」、「城原
地区」、「猪面地区」の3地区が決
定しました。

「右原地区」は地区内にある私設
文庫の「すぎの子文庫」で、「城原
地区」と「猪面地区」は地区の公
民館を拠点として今年から2年間、
本を通しての活動が行われます。

早速、県立図書館からそれぞれ
の地区に100冊ずつ本が配本が
されました。これから2ヶ月おき
に本の入替えがあります。



▲猪面地区での家読活動



▲城原地区での家読活動



▲右原地区のすぎの子文庫の中に
設置された家読コーナー

平成24年度 神崎市公立保育園臨時保育士・看護師募集

雇用登録期間 4月1日から平成25年3月31日まで

保険 常勤臨時保育士・常勤臨時看護師・常勤臨時調理員・・・社会保険・雇用保険は条件適用者有・労災保険
非常勤臨時保育士・非常勤臨時調理員・・・労災保険

	業務名 ※免許等	募集人数	基本的な勤務形態	賃金(見込み)
①	常勤臨時保育士 ※保育士資格	35人程度	月～土曜日7:00～19:00内での7時間30分勤務 (指定日・月22日程度勤務) 休日(日・祝日)	日額 6,780円
②	非常勤臨時保育士 ※保育士資格	20人程度	月～土曜日7:00～19:00内での7時間30分勤務 (指定日・週3日程度勤務) 休日(日・祝日)	日額 6,780円
③	常勤臨時調理員 ※調理師資格	5人程度	月～土曜日8:30～16:45 (指定日・月22日程度勤務) 休日(日・祝日)	日額 6,100円
④	非常勤臨時調理員 ※資格は必要ありません。	2人程度	月～土曜日8:30～16:45 (指定日・週3日程度勤務)	日額 5,810円
⑤	常勤臨時看護師 ※正看護師資格	1人程度	月～土曜日 7:00～19:00内での7時間30分勤務 (指定日・月22日程度勤務) 休日(日・祝日)	日額 6,780円

勤務先 ちよだ保育園・西郷保育園・仁比山保育園
※⑤については、平成23年度に雇用されていた方で引続き平成24年度も同保育園で応募される方に限り、准看護師資格でも可とします。

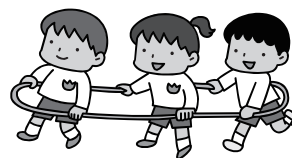
受付期間 1月4日(水)から20日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(土、日、祝日を除く)

申込方法
佐賀公共職業安定所で手続き後、次の書類を右記の担当窓口まで提出してください。

選考方法 書類選考・面接
※面接日は後日はがきで連絡します。

◎問い合わせ先 神崎市役所 福祉課 ☎37-0110

- ①市販のA4サイズの履歴書(顔写真貼り付け)
- ②資格を必要とする業務については、証明する書類等の写し
- ③官製はがき(返信先記入)



平成24年
経済センサス活動調査
を実施します!

総務省、経済産業省では、平成24年2月1日現在で、全ての企業・事業所を対象とした「経済センサス活動調査」を実施します。

「経済センサス活動調査」は、我が国の産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

全産業分野を同一時点で網羅的に把握することから「経済の国勢調査」と言えるものです。佐賀県知事の任命を受けた調査員が、1月中旬から下旬にかけて、調査票を持って事業所を訪問させていただきます。

震災の影響等によりご多忙中とは思いますが、調査の趣旨、必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての活用だけでなく、経営の参考資料として事業者の方々にも利用していただくことを目指しています。

◎問い合わせ先
神崎市役所 市長公室 ☎37-0102



経済センサス - 活動調査については、「経済センサス総合ガイド」をご覧ください

経済センサス総合ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm>

総務省・経済産業省・佐賀県・神崎市